

(公印省略)
国海査第216号
令和2年10月30日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局検査測度課長

石原 典雄

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について（周知）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部改正が令和2年10月29日に公布されたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



添付資料リスト

- 添付資料① 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の改正概要
- 添付資料② 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の改正新旧
- 添付資料③ 各液体化学薬品の経過措置早見表

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について

1. 背景

船舶による液体化学薬品のばら積運送については、国際海事機関(以下「IMO」という。)において策定された危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則(以下「IBC コード」という。)等により、運送に係る技術基準が課せられており、我が国においても、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)に基づく船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和 54 年運輸省告示第 549 号。以下「危告示」という。)の中に、運送要件(船形、タンクの型式等)を取り入れ、安全規制を実施している。

今般、令和元年6月に開催された第 101 回 IMO 海上安全委員会において、IBC コードが改正されたことに加え、IBC コードに列記されていない物質について危険性等の評価・承認が行われ、MEPC. 2/Circ. 24 により4物質の液体化学薬品について運送に係る技術基準が追加されたところ。

上記を踏まえ、危告示において当該改正内容を担保する必要がある。

2. 概要

- (1) 液体化学薬品に対する船型等の運送要件(危告示別表第8の3の表)について、IMO による IBC コード第 17 章(最低要件一覧)の改正に伴う所要の改正を行う。
- (2) IBC コード第 15 章(特別要件)に硫化水素検知器の搭載義務が新規に追加されることに伴い、危告示別表第8の3の表に関し、特別要件が定められている備考 12 において、硫化水素検知器の搭載義務要件を加える。
- (3) クレオソート(コールタールから得られた有機化合物及びその混合物であって、炭素数が8から 22 までのもののうち、分子量が 116 から 278 までのものに限る。)等、MEPC. 2/Circ. 24 で追加された4物質の液体化学薬品を危告示別表第8の3に追加する。
- (4) その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布: 令和2年 10 月 29 日

施行: 令和3年 1 月 1 日